

文京区児童手当対象外世帯独自給付金

所得制限により児童手当の対象外となった世帯に
最大**6万円**支給します！

申請期限

令和5年12月15日(金)

12月16日以降も引き続き申請を受け付けますが、支給は別途行います。



令和5年6月、国が示した「こども未来戦略方針」の中で、
児童手当における所得制限の撤廃に取り組む方針が示されました。
このことを受け、国が実施するまでの間、所得制限によって児童手当を
受給していない世帯に対し、区独自の給付を行うことで、
次世代を担うお子さんたちの育ちを支援します。

本事業の趣旨にご理解・ご賛同いただき、
お子さんの育ちの一助となる用途で給付金をご活用いただきますよう
お願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください >

対象者

- 15歳の誕生日後の最初の3月31日までのお子さん ※詳細は下記の表をご覧ください。

対象期間	令和5年6月～ 令和6年3月	令和6年4月～ 令和6年5月
生年月日	平成20年4月2日生～ 令和6年3月1日生	平成21年4月2日生～ 令和6年5月1日生

申請者

- 以下の要件を全てみたす方

- ① 対象者となるお子さんを養育している保護者(父母等で所得が高い方)
- ② 区内に在住している
- ③ 令和5年度の児童手当(令和5年6月から令和6年5月分)を所得制限により受給していない
※申請の前に、どなたが最も所得が高いか、確認してお申し込みください。

支給金額と 対象期間

- 対象期間 令和5年6月から令和6年5月までの12か月(予定)
- 支給金額 月額5千円 年額最大6万円
- 支給金額の決定方法

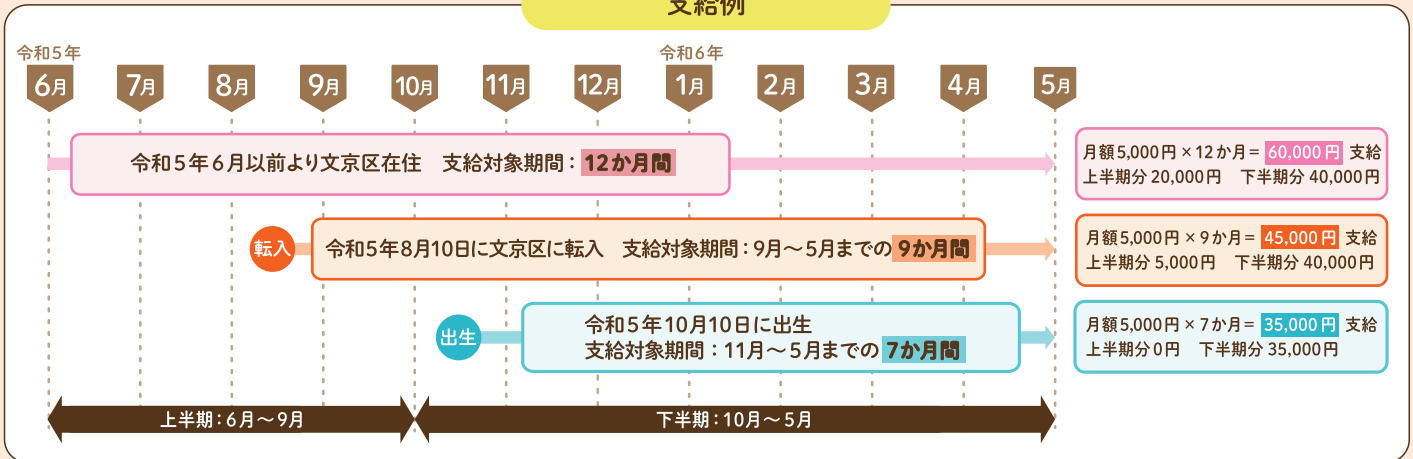
月額5,000円 × 要件に当てはまる月数 = 支給金額

※要件の詳細については上部の「対象者」と「申請者」をお読みください。

※要件に当てはまるかどうかの判定は、**各月1日時点**の状況に基づいて行います。

※期間中に区内に転入された場合や、出生された場合も対象となります。

支給例



支給時期

- 上半期分と下半期分の2回に分けて支給します。 **申請は1回のみでOK**
- ・ 令和6年2月、上半期分(最大2万円)を一括支給(12月15日までに申請いただいた場合)
※12月16日以降も引き続き申請を受け付けますが、支給は別途行います。
- ・ 令和6年7月、下半期分(最大4万円)を一括支給
※下半期の支給金額は予定額です。令和6年度の予算が決定次第、別途ホームページでお知らせいたします。

申請方法

- LINEを活用した申請(*)または郵送での申請が可能です。 ***LINEアカウントの登録が必要です。**
- ※持参による申請は受け付けておりません。
- ※申請期限までに郵送の提出では間に合わない場合は、文京区役所1階裏の「夜間ポスト」に入れてください。
- ※LINEを活用した申請方法は別紙をご覧ください。

文京区児童手当対象外世帯
独自給付事業に関するお問合せ

文京区 子育て支援事業コールセンター 「区独自支援金」でお問合せください。

TEL **03-5803-1288**

平日8:30～17:00/土・日・祝日休

給付金事業に
ついての区公式
ホームページはコチラ▶

